

(様式6)

(変更)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	18	担当課	土木管理課
法令名	建設業法	根拠条項	第29条の4	不利益処 分の種類	許可取消業者役員等の営業禁 止	
<p>○建設業法</p> <p>(営業の禁止)</p> <p>第二十九条の四 (省略)</p> <p>2 国土交通大臣又は都道府県知事は、第二十九条第一項第七号又は第八号に該当することにより建設業者の許可を取り消す場合においては、当該建設業者が法人であるときはその役員等及び当該処分の原因である事実について相当の責任を有する政令で定める使用人に対して、個人であるときは当該処分の原因である事実について相当の責任を有する政令で定める使用人に対して、当該取消しに係る建設業について、五年間、新たに営業（第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うものを除く。）を開始することを禁止しなければならない。</p>						